

青森県報

号外第二十九号

平成二十九年
三月三十一日
(金曜日)

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十四号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条の環境政策課の項の第十号中「地域連携部の環境管理事務所」を「環境管理部」に改める。

第十三条の健康福祉政策課の項の第六号中「福祉人材センター並びに」を削り、同条の高齢福祉保険課の項の第九号中「介護保険審査会」の下に「国民健康保険運営協議会」を加え、同号を同項の第十号とし、同項の第八号の次に次の一号を加える。

九 福祉人材センターに関すること。

第十六条の河川砂防課の項中第十六号から第十八号までを削り、第十九号を第十六号とする。

第十六条の二の防災危機管理課の項の第四号中「消防保安課及び」を削り、同項の第十号を同項の第十一号とし、同項の第九号中「及び」を「石油コンビナート等防災本部及び」に改め、同号を同項の第十号とし、同項中第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 東日本大震災からの復興に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。

第十六条の二の消防保安課の項の第四号中「こと」の下に「(防災危機管理課の分掌に係る事務を除く。)」を加え、同項の第十五号中「石油コンビナート等防災本部及び」を削る。

第二十三条の七を第二十三条の八とし、第二十三条の六を第二十三条の七とし、第二十三条の五を第二十三条の六とし、第二十三条の四の次に次の一条を加える。

(総括主幹専門員)

第二十三条の五 課に必要に応じ総括主幹専門員を置く。

2 総括主幹専門員は、上司の命を受け、課の分掌事務に係る培われた知識 経験又は能力に応じた重要な企画、調査及び立案に当たる。

第二十五条の五の二の次に次の一条を加える。

第二十五条の五の三 出納局の課に必要に応じ総括主幹専門員を置く。

目 次

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

訓 令

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令…………… (人事課) …… 四

青い森鉄道対策室設置規程及び世界文化遺産登録推進室設置規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 五

IT ER 支援室設置規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 六

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 六

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令…………… (防災危機管理課) …… 六

生活再建・産業復興室設置規程を廃止する訓令…………… (人事課) …… 七

告 示

文書記号の一部改正…………… (総務学事課) …… 七

青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱の一部を改正する要綱…………… (環境保全課) …… 八

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

2 総括主幹専門員は、上司の命を受け、課の分掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた重要な企画、調査及び立案に当たる。

第三十一条第一項中「置く」の下に「ほか、東青地域県民局、中南地域県民局、三八地域県民局及び下北地域県民局に環境管理部を置く」を加え、同条第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削り、第五項を第三項とする。

第三十二条第一項中「第二号及び第五号に掲げる事務を、西北地域県民局及び上北地域県民局にあつては第七号」を、「第二号及び第四号」に改め、同項第一号中「部内」を削り、「こと」の下に「(他部の分掌に係る事務を除く。）」を加え、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四 青森県財務規則第二百七十一条第二項に規定する集中調達物品の購入に関すること。

五 局内各部の連絡調整に関すること。

第三十二条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条中第六項を削り、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 環境管理部の分掌事務は、次のとおりとする。

一 部内の庶務に関すること。

二 公害の防止その他の環境の保全に関すること。

第三十二条第七項を削り、同条第八項第一号中「こと」の下に「(他総室の分掌に係る事務を除く。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第九号から第十六号」を「第十号から第十七号」に改め、第十六号を第十七号とし、第一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 総室内の庶務に関すること。

第三十二条第九項を同条第八項とし、同条第十項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 総室内の庶務に関すること。

第三十二条第十項を同条第九項とし、同条第十一項第一号中「第九項第一号から第八号まで及び前項各号」を「第八項第二号から第九号まで並びに前項第二号及び第三号」に改め、同項を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 総室内の庶務に関すること。

第三十二条中第十一項を第十項とし、第十二項及び第十三項を削り、同条第十四項中「前条第五項」を「前条第三項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十七条中「第三項」を「第四項」に改める。

第二百二十六条第二項中「第三十一条第五項」を「第三十一条第三項」に改め、同条第三項中「から第五項まで」を「及び第三項」に、「及び前条第一項」を「並びに前条第一項」に改める。

別表第三地域県民局の地域連携部の項中「室長、課長(東青地域県民局を除く。）」、「環境管理事務所長(西北地域県民局及び上北地域県民局を除く。）」を削り、同表地域県民局の県税部の項の次に次のように加える。

地域県民局の環境管理部	部長
-------------	----

別表第三青森県消防学校の項中「校長」の下に「副校長」を加え、同表各出先機関(地域県民局を除く。）」及び各地域県民局の各部共通の項中

総括主幹	を	総括主幹	に改める。
		総括主幹専門員	

別表第四第一号の表中

教頭	
----	--

を

教頭	
副校長	

に改め、別表第四第二号の表中室長の項を削り、

環境管理事務所長	
家畜保健衛生所長	

別表第六青森県石油コンビナート等防災本部の項を削る。

<p>において、県、関係特定地方行政機関、関係市町村、関係公共機関、県の区域内の公共的団体及び県の区域内の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者その他当該特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。</p> <p>五 石油コンビナート等現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に關し必要な指示を行うこと。</p> <p>六 災害が発生した場合において、国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び他の都道府県との連絡を行うこと。</p> <p>七 その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。</p>	<p>員の定数は九人以内、知事により任命される本部員の定数は二人以内とする。</p>
---	--

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（青森県特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行細則の一部改正）

2 青森県特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行細則（平成十四年三月青森県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

「地域連携部の環境管理事務所長」を「環境管理部長」に改める。

（青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正）

3 青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和六十一年七月青森県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「地域連携部の環境管理事務所」を「環境管理部」に改める。

訓 令

青森県訓令甲第三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令

（職員の任免等発令事務取扱規程の一部改正）

第一条 職員の任免等発令事務取扱規程（昭和三十九年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表27の4の項中「出先機」を「出先機」に改める。

（青森県創意と工夫が光る元気なあおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する

事務の地域県民局長への委任等に関する規程等の一部改正)

第二条 次に掲げる訓令の規定中「ときは地域支援室長が、地域連携部長及び地域支援室長がともに不在のときは」を「ときは、」に改める。

一 青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十一年五月青森県訓令甲第二十一号) 第五条第一項

二 青森県市町村元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十四年四月青森県訓令甲第十六号) 第五条第一項

三 青森県地域の元気支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十六年四月青森県訓令甲第十三号) 第五条第一項

四 青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十八年五月青森県訓令甲第十八号) 第五条第一項

五 青森県西北地域トップブレイヤーズ育成環境整備事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十五年九月青森県訓令甲第十六号) 第五条第一項

六 青森県西北地域空き家活用システム効果検証事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十七年十月青森県訓令甲第十五号) 第五条第一項

七 青森県津軽手わざ職人流通機能強化費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十六年九月青森県訓令甲第十九号) 第五条第一項

八 青森県三八地域産学出会い創出実証事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十八年六月青森県訓令甲第十九号) 第五条第一項

九 青森県三八地域広域観光推進プロジェクト事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十年五月青森県訓令甲第二十五号) 第五条第一項

十 青森県八戸広域観光復興事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十四年七月青森県訓令甲第十九号) 第五条第一項

(青森県消防関係職員服装規程の一部改正)

第三条 青森県消防関係職員服装規程(昭和二十七年三月青森県訓令甲第十四号)の

一部を次のように改正する。

第一条中「及び」を「並びに」に、「校長」を「校長及び副校長」に改める。

(青森県消防関係職員服制の一部改正)

第四条 青森県消防関係職員服制(昭和三十年三月青森県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

別表中「校長」を「校長」に改める。
副校長 「総括主幹」
副校長 「総括主幹専門員」

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青い森鉄道対策室設置規程及び世界文化遺産登録推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青い森鉄道対策室設置規程及び世界文化遺産登録推進室設置規程の一部を改正する訓令

(青い森鉄道対策室設置規程の一部改正)

第一条 青い森鉄道対策室設置規程(平成十八年三月青森県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「総括主幹」の下に、「総括主幹専門員」を加え、同条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 総括主幹専門員は、上司の命を受け、対策室の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた重要な企画、調査及び立案に当たる。

(世界文化遺産登録推進室設置規程の一部改正)

第二条 世界文化遺産登録推進室設置規程（平成二十七年十一月青森県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「総括主幹」の下に、「総括主幹専門員」を加え、同条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 総括主幹専門員は、上司の命を受け、推進室の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた重要な企画、調査及び立案に当たる。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

ITER支援室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

ITER支援室設置規程の一部を改正する訓令

ITER支援室設置規程（平成十九年三月青森県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

量子科学センター開設準備室設置規程

第一条中「ITER支援室（以下「支援室」を「量子科学センター開設準備室（以下「準備室」に改める。

第二条中「支援室」を「準備室」に改め、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 青森県量子科学センターの開設の準備に関すること。

第三条の前の見出し及び同条中「支援室」を「準備室」に改める。

第四条第一項中「支援室」を「準備室」に改め、「総括主幹」の下に、「総括主幹専門員」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「支援室」を「準備室」に改め、

同条第九項中「対策室」を「準備室」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「支援室」を「準備室」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「支援室」を「準備室」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 総括主幹専門員は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた重要な企画、調査及び立案に当たる。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二危機管理各課（室）の項中「（室）」を削り、同表地域県民局の地域連携部（環境管理事務所に限る。）、環境保健センターの項中「地域連携部（環境管理事務所に限る。）」を「環境管理部」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表危機管理部の部中

原子力安全対策班	原子力安全対策課長
生活再建・産業復興班	生活再建・産業復興室長

を

原子力安全対策班	原子力安全対策課長
----------	-----------

に改め、

同表エネルギー総合対策部の部中

ITER支援班	ITER支援室長
---------	----------

を

量子科学センター開設準備班	量子科学センター開設準備室長
---------------	----------------

に改める。

第三条生活再建・産業復興班の項を削り、同条ITER支援班の項中「ITER支援班」を「量子科学センター開設準備班」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第八号

行 中 一 般
各 出 先 機 関

生活再建・産業復興室設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

生活再建・産業復興室設置規程を廃止する訓令

生活再建・産業復興室設置規程（平成二十三年三月青森県訓令第一号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（青森県文書取扱規程の一部改正）

2 青森県文書取扱規程（平成二十五年九月青森県訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「（生活再建・産業復興室のチームリーダーを含む。以下同じ。）」及び「（生活再建・産業復興室のチームを含む。）」を削る。

告

示

青森県告示第二百四十二号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百十二号（文書記号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

1 の表生活再建・産業復興室の項を削り、同表ITER支援室の項を次のように改める。

量子科学センター開設準備班	室長
---------------	----

2 の表東青地域県民局地域連携部青森環境管理事務所の項を削り、同表東青地域県民局税務部の項の次に次のように加える。

東青地域県民局環境管理部

東奥局環境

2の表中南地域県民局地域連携部弘前環境管理事務所の項を削り、同表中南地域県民局税務部の項の次に次のように加える。

丹南地域県民局環境管理部

丹南局環境

2の表三八地域県民局地域連携部八戸環境管理事務所の項を削り、同表三八地域県民局税務部の項の次に次のように加える。

三八地域県民局環境管理部

三八局環境

2の表下北地域県民局地域連携部むつ環境管理事務所の項を削り、同表下北地域県民局税務部の項の次に次のように加える。

下北地域県民局環境管理部

下北局環境

青森県告示第二百四十三号

青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱の一部を改正する要綱

青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱（平成二十九年一月青森県告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四中「地域連携部の環境管理事務所長」を「環境管理部長」に改める。

附 則

この要綱は、平成二十九年四月一日から施行する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭